

藩政成立期に於ける二・三の問題について

— 豊後岡藩中川氏の事例を中心として —

後 藤 重 巳

(一)

十六世紀末期の天正十四・五年、及び文祿二年と言う両時期は、九州とりわけ豊前豊後の二国域の政治史に於いては未曾有の大変革を経験した時であつた。すなわち、天正十四年（一五六六）十月、島津氏の豊後侵入に際しての大友氏（義統）の敗戦とその対応のまずさは、秀吉の九州進攻の口実を作り、この豊薩戦争処理政策の一環として、大友氏は辛うじて豊後一國のみを安堵され、仲津郡以下豊前六郡地域には、黒田孝高が封ぜられた。

続く文祿の朝鮮出兵に出陣した大友義統は、戦場での非を責められて、同二年、先に安堵された豊後一國をも除封となり、ここに鎌倉初期以来、九州の中北部に覇をとなえた大友氏の時代は幕を閉じた。

大友氏除国後の豊後は、秀吉の蔵入地に編入され、検地が施行されるときともに、大野郡に太田氏、直入郡に熊谷氏、大分郡に早川氏を分封するなど預け地として、それぞれを所管させることになった。

翌三年にかけ秀吉はこの蔵入地に彼の馬廻衆などの腹臣の配置を行ない、中川氏を岡に、臼杵に福原氏、府内に早川氏、豊後高田に竹中氏を、また国東郡安岐城に熊谷氏、富來城に垣見氏をそれぞれ配するとともに、日田郡は蔵入地として残し、宮木氏に預けた。この大名配置は、その後の慶長二年から四年にかけて若干の変更を見たのち、同

五年の関ヶ原戦後にさらに若干の移動が加えられ、翌六年にはほぼ確定するに至つた。

一五八〇年代の中葉にはじまり、十余年を要して完成されたこの近世大名配置の過程と、配置後における新封大名の封地に於ける様々な対応の実態とは注目するに値すべき多くの問題を持つてゐる。

幕藩制社会に於けるもつとも基本的な階級関係とされる兵農分離は、中世期までの在地領主⇨国人層の存在を否定し、彼らを農村から分離、都市集住を強制し、片や農民を専従生産者として農村に定着せしめることであつた。そしてそれは、いわゆる「幕藩体制の形成と確立」とにとつてはもつとも重要な軌道敷設作業であつた。

十六世紀終末期のこの様な未曾有の大変革期に、新天地に臨んだ近世大名自らが、一方では対幕府関係、片や自領支配体制の確立という上下に二面する階級関係の中で、如何に対応して行くかについて考えてみようとするのが本小稿を成す素意である。

天正十五年、豊薩戦争に關与することによつて九州平定を志した秀吉は、「九州之儀者五畿内同前」として、着々とその勢力の扶植を進めて行くが、その九州全土における完成は、文祿二年の大友氏の除封を契機に、一期に飛躍し、豊後の太閤蔵入地化によつてほぼ完成するものと考えられている^①。

こうした幕藩体制成立期の大極的な面については、先学の研究に依^②

抛し、ここでは触れないが、それにしても、九州とりわけ二豊における近世大名配置の初期の問題に関する研究は比較的少ない。

本稿では、文禄三年入封の豊後岡藩中川氏に焦点をしばって、その問題点について見ることにする。

豊後国内で最大の藩領をもった岡藩中川氏は、戦国時代の末期からとみに有力な武士として登場し、中川清秀は織田信長・豊臣秀吉に仕えて世に出た、いわゆる「織豊取立大名」の一人である。

大友氏除国の文禄二年、豊後岡を六万石余で受封し、同国内の直入郡竹田に本拠を置き、直入郡のほぼ全域と、大野郡の約半分とを藩域とする外様大名であった。

本小稿では、中川氏の入封にともなう在地勢力との対応関係を中心に、法令の制定、行政組織・行政区画の整備などの面における藩政成立期の問題についてみることにする。

(二)

文禄三年（二五九四）正月、中川秀成は播州三木を引き払い豊後岡に向い、同二月中旬（十三日）領国の岡に入ることになった。大分（府内）から恐らく野津原街道を経たものと思われるが、岡領に入る直前に大きな問題が持ち上った。この事件について、『中川史料集』³などの同月同日の條は次のごとく伝えている。

時に大友家の浪人大津上野・右田中務長弘を始めとして、三四百人赤岩谷に屯し、逆茂木を引き御道筋を防ぐるよし、物見の輩言上す。是に依りて御使番を遣はされ、岡城は秀成拝領し今日入部せしむる処なり。早速罷出で賀し申すべきに、往來を遮る條奇怪の至りなり。一々踏み潰し首切り掛けて通るべしと敵命ありければ、浪人共答へ奉るは、聊も秀成公へ御敵対申す

にはこれなし。南郡は浪人共七人へ公儀より御預置かるるに付き、御下知これなき内は、御通し申す間敷き旨申す。その内、当国御代官熊谷半治より、中川殿御役人に土地相渡すべき旨、下知これあるに依つて、浪人共退散す。大津上野は途中まで罷出る。直に御目見仰せなされ御意あり。右田中務も右七人の内にて、雑人共を取鎮め、息子善左衛門は御手先を相勤む。然るに雑人等、山林に埋伏し、異心を存ずる者これあるに付き、赤岩谷へ御人数を掛けられ、雑兵八十四人打取り、十七人を生捕る。御先手は異儀なく打通り、岡城を取固め御着を待ち奉る（下略）。

翌十四日の條には「昨日打捕る処の八十余人の首、入草村道の側に梟首せられ、生捕十七人は木下邑畑の畔にて磔にかけらる」と見えている。

この事件は、新入封の領主に対する旧来の在地勢力の抵抗の様子を物語るものであり、歴史的に普偏的にして何ら珍らしい性格の事件ではなかった。古くは、鎌倉時代初期に、大友氏の豊後入封に際して在地勢力たる大野氏一族の抵抗が見られたごとく、政権の交替にともなつて、しばしば見られる定型の運動法則であった。

中川氏が岡を拝領する前年、すなわち文禄二年夏、秀吉は大友義統除国後の豊後国内の総検地を、山口玄蕃頭宗永（直弘）及び、宮部法印桂俊（繼潤）らに命じて実施させているが、史料によると、

山口玄蕃頭宗永豊後檢地之節、田原紹忍・宗像掃部介・右田中務少輔・大津上野介を始め、彼是七人を被_レ召出一、当国領主被_レ二仰付一候迄、南郡表其方共へ御預け被_レ成候間、乱妨狼藉之輩有_レ之においては、吃度可_二相糺_一旨被_二仰付_一（下略）。

とあり、続けて、赤岩事件は、中川氏の入封に關しての情報不足から山口玄蕃の指示がない為に、当然入国を妨止したのだと述べている。

この事件に關与した浪人は「大友家浪人」と見えているが、勿論、旧大友家の浪人のすべてが、この時期に旧主大友方に與する行動をとつたのではない。例えばこれより前、天正十四年の島津氏の豊後侵入事件に際し、豊後西南部に勢力を持ついわゆる「南郡衆」が、入田氏を中心としてむしる島津氏方に内通し、大友氏を劣勢に導いた事実などは、すでに指摘⁵⁾されている通りである。

今度薩摩之悪党現形之處、南郡之者共構^二未練一候処、統常以^{戸次}順儀之覚悟一^二出府、懇忠之次第無^二比類一候、殊其方同心之由、忠儀感入候、何様一稜可^レ賀^レ之候。

右の史料は、天正十四年十一月、島津氏の豊後侵入に際し大友方に味方することに「未練を構える」「躊躇する」輩が多い中であつて、大野郡の土豪水宵掛（懸）孫太郎が戸次統常に同心して大友氏方に従つた事に対する感状である。主家大友氏に同心することを躊躇する輩が、意外に多かつたのである。むしろ一般情勢としては、こうした大友離れの現象が進行した訳であり、ましてや文祿の大友氏除国事件以降は、これを決定的にする条件が生まれた。

「次倉組大庄屋（工藤氏）平太左衛門より書上」によると、赤岩事件の直前、大友家浪人であつた工藤太左衛門は「最早、大友殿事は、何程思候ても、力に及び不^レ申処に候。御手向（中川氏）申上候儀、決して不^レ仕様にと達て留置候に付き、外兩人の者共も相談仕り、徒党に組し申し間敷候得共（下略）」と見え、時流の推移を敏感に察知する土豪層も多くなつて行つてゐる様子が知られる。しかし、こうした世の趨勢になお乗じ切れない階層も、まだ多く存在したことも事実である。ただ彼らの志向するところは、単に感傷的な旧主家への從属ではな

く、中世的な土豪層の特有の權益を維持することにあつたことは疑いない。

従つて彼らの身分や経済的な權益が、如何に保証されるかと言う比重を計測する天秤の支点に立つて、彼らは自らの動向を見定めるのを常とした。

御討入後、浪人共落ち付き不^レ申、在中物騒敷御座候ニ付き、御本丸御普請も、暫は延引にて、片ヶ瀬原御陣所被^レ為^二居所^一候由、夫より御領分御要害地御穿鑿御座候て（下略）。

と伝える記事内容も、あながち虚言を並べるものではあるまい。まさに中川氏入部当初の文祿・慶長期は、藩政草創期の大きな問題をかかえた時代であつた訳である。

さて、新入領主は、新しい領国経営のために政治・経済両面において新政策を敷設しなければならぬ。このうち行政治面については次項で述べるところであるが、中川氏も岡入封の早々、先ず経済面において現状の掌握にとめた。この新経済政策に対しても、地方の抵抗が考えられる。

「次倉組より書上」などによると、岡領でも例外ではなかつた。

御領分地方年貢、其節込納来り候古帳面差出し申候様ニ中川平右衛様御下知御座候処、其砌、地下頭立候者共より一統申合候ニハ、打統兵乱にて諸帳面紛失仕候段申、帳面差出不^レ申候由、御先手大將右田鶴右衛門と申仁、足輕召連、礫木為^レ持、片ヶ瀬庄屋宅へ参り、右帳面出不^レ申候ハハ、礫に御掛被^レ成候段敷敷下知有^レ之候得ハ、夫より組々へ相伝へ、帳面御年貢高書付等、差出候由（下略）。

右の史料によつて知られるごとく、新領主は、新封地の生産性の実態を掌握するために、従前からの耕地面積・所有関係・租税などに係わる帳簿類の検討を必要とし、これを村方から提出を求めざるを常とする。

これに対して「地下頭立候者共」が「一統申し合せ候て」、「打続く兵乱にて帳面紛失」したことを理由に、その提出を拒んだというものである。新領主による新しい貢租体系の創出に対する村方の危惧の念と、これに対する抵抗の様子を伝えるものである。

江戸初期、寛文・延宝期の豊前地方の土地台帳（名寄帳・検地帳など）の冒頭に、例えば「慶長六年細川越中守様御検地水帳は、郡奉行衆御取、御戻し不_レ被_レ成_二付、無_二御座_一由（下略）」と表現されているのは、慶長六年、細川氏の検地の折の帳面が、細川氏肥後転封ののち入封の小笠原氏によつて接収されたことを意味している。小笠原氏は自らの新しい収取体系を創出するために、前任者の土地台帳を無益かつ不用のものと見なしたのであった。中川氏も入封後の岡領内において、従前の租税収取に係わる帳簿を回収することを必要としたのであり、これに対する抵抗が、先にみたごとき地方の動きであったのである。

以上みて来たごとく、多くの問題にいかに対応して行くかこそが新しい藩政権確立の可否を決定する重要な課題であったのである。

「地下頭立ち候者共」こそ、これまで述べて来た在来的な土豪層であり、彼らは「一統申合せ」で彼らの楽天地的な世界をおびやかす、近世大名の新しい支配体勢の確立に抵抗しようとしたのであった。

文禄期に入封の中川氏が、大友氏の遺臣との問題で中川氏存続を左右する大きな危機に立たされた事件があった。それは田原紹忍の豊臣方への脱走事件であった。

先にも述べたごとく、大友氏除国後の文禄二年夏、秀吉は豊後国内検地を実施せしめ、そのあとを田原紹忍以下七人の有力者に豊後南郡

の地域を領有させた。紹忍は周知の如く大友家の筆頭的重臣であったが、彼は、検地後の南郡の内、柏原郷松本邑附近に二・九一三石余を、また宗像掃部は葦原郷内に一・八五〇石余を預け置かれ、中川氏の入封後は、中川氏の家臣に加えられた。慶長五年、関ヶ原の戦いに呼応して展開された豊後石垣原戦争は、圏土重来を策した大友義統が遺臣を叶合して徳川氏に対抗したものであった。この折、田原紹忍・宗像掃部らは中川氏の軍旗を持ち出し、大友方として戦場に臨んだ。この為に、中川氏の立場は反徳川方と目され極めて不利な立場に追い込まれた。中川氏は、この降つて湧いた突然の災難に対処するために、領内に隣接する臼杵太田政信が、豊臣方であるところから、この太田氏を撃つて身の潔白を証明すべく、多大の犠牲を拂つて臼杵侵攻を実行せねばならなかった。田原・宗像らの行動は、中川氏に反旗をひるがえすものではなく、「中川氏の御旗・指物を以つて数多偽作し、中川秀成大友に力を合する由を流言」して、大友方への軍勢催促に利用したもらしい。いずれにしても、当時、新封の中川氏にとっては、こうした旧勢力との対応・処理の問題が山積していた訳であった。

そうした重要な問題を打開する方策として考えられたのが、旧土豪層の地方役人としての起用策であった。

戦国末期から近世初期にかけての彼ら土豪層の動きは、主家の滅亡とともに亡んだもの、新領主に抗して亡ぼされたもの、帰農して一般農民化するものなど、様々のケースがあったが、今一つ、彼らの古くからの在地性が利用されて、これが農村支配のための末端機構に組み込まれた事例がある。千石庄屋、手永庄屋と呼ばれる階層を主体にして、村庄屋の中にもこの事例があり、これらの事例は土着性の利用・懐柔策として一石二鳥の利点をもった。しかし、これとて無制限な起用は、中世的世界を否定して成立した近世領主にとっては大きな矛盾であり、結局は強力な近世的な規制の下において、その存続が強められたのであった。

(三)

新入領主の経済施策と不可分の位置関係を占めるものに政治的施策としての法制の完備がある。

中川氏が岡入封の四年後、慶長二年、秀吉による朝鮮再出兵が計画され、中川秀成も出兵するが、秀吉の死去による終戦に伴って、翌三年夏に帰国した。この年、秀成は領内に対して初めての法令を發布した。⁽¹¹⁾

定

一、代官として百姓をやとひ使ひ申まじく候。

但、百石につき、一ヶ月壹人を、二日三日ほどの事はやとひ可^レ申事。

二、御用の外、代官わたくしとして、何物によらず、相うけ候事、一切停止の事。

一、倉納、貢物の事、上夫を差遣し相定め、物成りの義、奉行共判形を遣置候外、少々によらず、下代庄屋申かけ候儀、不^レ可^レ有^レ之。若左様之義於^レ在^レ之は、百姓として可^二申上^一候、為^二事実^一は可^レ加^二重罪^一事。

二、陣夫・京夫の事、百姓中ならしにて、高つけに成るとも、まわりつけに成るとも、代官令^二分別^一、弁指もわき百姓もかたおち迷惑不^レ仕やうに可^二申付^一事。

一、貢物津出の事、庄屋もあつき^(小豆カ)作分半分津出し候、免除其外は、総次に津出可^レ仕事。

(後文略)

右五ヶ条の内容は、近世初期の法令として、極く当然な内容を盛り

込むものである。

信長・秀吉政権の基本的な政治志向は、中世的な国人層・名主層の解体と、直接生産者である百姓^{II}本百姓を創出し、これを直接的に掌握することであった。従つてそこには、「おとな百姓として下作に申付、あいを取候儀無用に候、今迫作候百姓直納に仕るべく候、地下おとな百姓又はしやうくわんなどに、一時もひらの百姓つかはれまじきこと」⁽¹²⁾が鉄則として貫徹されなければならなかつた。

中川氏の場合とて、百石に付き一ヶ月二日〜三日程度の百姓使役は公認されるにしても、「代官として百姓をやとい使うこと」や「御用の外、代官わたくし(私的)として、何物によらず、相受候事」を禁止するのは、自明の理であつた。以下の箇条も代官が恣意的に百姓を使役することの禁止、百姓に対する不均衡な年貢・夫役の負課を禁止する内容を盛る法令である。

この慶長三年の五ヶ条に続いて、翌四年十一月には、六ヶ条に亘る「條々」⁽¹³⁾が発令された。先ず全条を見よう。

條々

一、百姓はしり、いづれにかくれ居候共、せんさくせしめ、よびかへすべき事。

二、村々所々荒れの事、残所なくひらくべき事。

一、御奉行両三人物成御定の外は、一りうも代官・下代へ納所すべからざる事。

一、免よろづならしの事、庄屋へさとして、私曲あるべからず、小百姓にも申聞、ことごとく割付ならすべき事。

一、代官・下代いはれざる族、申掛るにおいては其時直ちに可^二申上^一候、若^二不^レ申上^一あらし候はば、庄屋・べにさし一門ことごと御せいばい可^レ被^二三^一仰付^一との儀、毎年御奉行をみあ

らため被^レ成、所を御みせ可^レ被^レ成旨、可^レ成^二其儀^一候。

一、年々御物成定の事、御上夫被遣礼物礼儀も一切御法度候間、若左様の族於^レ有^レ之^レは、御上夫も曲事に可^レ被^二仰付^一候由候、百姓も可^レ為^二曲事^一と、かたく御定候、是又可^レ成^二其意^一者也。

以上の條々は、前年の五ヶ條の定とともに、草創期の岡藩にとつて極めて重要な意味をもつものである。

周知のごとく、秀吉に始まる兵農分離の政策では、武士の都市(城下)集住に対して、農民は農村への定任を強制され、以後、農民は経済的・経済外的諸制約によつて高請地耕作者・年貢負担者としての身分に固定されることになった。

戦国末期の農村の荒廃や、この新しい社会秩序に対応しきれない百姓は、耕地をすてて村外に逃げ去る者が少なくなかつた。これが「走り百姓」である。彼らは後代の「逃散」と呼ばれる程に組織だつた集団行動をとるものではなく、単独的な「逃失」ではあつたけれども、領主にとっては放置し得ない問題であつた。この走り百姓の穿鑿を先ず法令化しなければならぬ現実が存在した訳であつた。

第二條の「村々所々荒れのこと」とは、耕地の荒廃を指す。打ち続いた戦乱に加えて、走り百姓によつて耕地が無主化し荒廃田地が発生する。右の二ヶ條はともに相関的な関係にあり、生産性の拡大を図る領主にとつては、もっとも忌むべき問題であつた訳である。

近世初期の中川氏領内におけるこの走り百姓や、耕地の荒廃の実態に関して知り得る史料は皆無に近い。そうした史料の未開明な現状の昨今、一地域に限定されるものではあるが、おぼろげな様子を知る手掛りとなる史料が管見された。

中川氏が岡に入封した翌年の文禄三年に実施した領内検地に関するものとみられる文禄三年六月十九日の日附をもつ検地帳の内容がそれ

である。

この検地帳は、大野郡鍛冶股名白迫村(現大野町郡山白迫)の村帳であり、村内の田畑反別・石高・高請者が一覽されている。その一部を見よう。

中島	五畝十歩	毛付	四斗式升七合	新九郎
下島	三畝十歩	荒	式斗 今おこし	同 人
下田	壹畝十歩	荒	壹斗七合	同 人
下田	式畝	荒	壹斗六升	次郎左衛門
中島	式畝	毛付	式斗二升	新九郎
下田	式畝	荒		源兵衛
中田	六畝四歩	毛付	六斗七升	同 人
中田	九畝	毛付	九斗九升	同 人
下田	「」	荒おこし		三四郎

この検地帳の冒頭部分九筆の田畠に限つて、その実態を見ても右のごとくである。

九筆中、明らかに「毛付」された田地は四筆、完全に「荒」と明記されるもの四筆、この内下島三畝十歩の分は「荒」と見え「今おこし」と明記されるので、当年度の荒地の再開発分とみられるが、毛付されているかどうかについては明らかではない。また右記史料中末筆の「荒おこし」も「荒」地の再開発であることは疑う余地はない。

條々のヶ條の上では前後するが、「百姓はしり云云」についても、この文禄三年の検地史料中に「失」及び「失人」の記事が見え、この様な現実が、この僻地の山間村落にもみられたことが証される。

慶長・元和期の内乱期は、新領主の幕府に対する軍役負担のもつとも高揚化する時代であり、領主と領民との関係は、陣夫役からんで労働的な地代・夫役収奪が強化されるにもなつて、走り百姓の続出

する条件を作り出す。

量的に限定された生産物を、領主・高請百姓と言う直結的な取捨系のもとで、より効果的に機能させるためには、加算的な中間搾取を否定することにあり、そのためには「謂れない夫課を申し申し掛くるにおいては、直ちに申上ぐべし」とする、「訴え」の法則として設けたのが、右ヶ條の中の第五條である。

慶長三年及び翌四年の法令は、新しい行政組織を確立するための前提的な基本施策であったのである。

これ以後、岡藩における領治を主体とした法令の発布の状況を一覽すると、次のごとくであった。

年代	法令	條数	内容
元和九年四月	在中へ仰出	(三ヶ條)	松平忠直萩原配流に係わる規制外、
寛永二年九月	御政事御定書	(五ヶ條)	
寛永七年八月	御領分飛脚伝馬定	(三ヶ條)	
寛永七年九月	御法度	七ヶ條	直參家中士に対して、
寛永十三年三月	御定書	五ヶ條	
正保四年三月	前定書改正	(三ヶ條)	御家中知行平均の儀について、
慶安二年六月	條々	(九ヶ條)	
慶安二年十月	覺	三ヶ條	
慶安五年八月	覺	五ヶ條	
		七ヶ條	役人に対して、万算用方外、

右表に見るごとく発布の過程を経て、承応三年(一六五四)七月、家老以下各職階ごとの部署に対する注目すべき法令の発布をみることになる。

まず、家老中に対する五ヶ條の條目では、職分の厳守と独断の禁止とを命じ、「奉行裁判決定難」成儀於「有」之は、家老中相談可「仕」、

「家の大事に付、家老中城代奉行相談の上にて決断可「仕」と定めて

いる。 続く諸奉行に対する條々では、「郡奉行、横目相加へ裁許可「仕事」、不_レ克_二分別「儀於「有」之は、家老中へ談合可「仕事」と述べ、郡奉行池田甚左衛門裁判條々は、領内大野・直入両郡の田畑免相定にはじまる十四ヶ條の條目から成り、水利・開畑・貸米銀・年貢皆済以前の借穀銀返済・奉公・五人組・切支丹など郡奉行の職務職権にかかわる規制や執行について定めている。そして條末には「右条数の外両郡在々の義、万事相はかられ宜様可「申付」一候、一分に決定難「成所は、奉行へ相談可「仕候、在城の時分事、直に窺可「申候、但年中裁判之儀、記置き毎年指上可「申者也」と述べ、事によつては藩主自らの決裁(在城時)をも定めている。

(四) この外、勘定奉行裁判條々(十五ヶ條)、町奉行裁判條々(五ヶ條)、代官衆及び与力に対する條々を定め、他に両郡物成大帳の作製、銀子奉行・綿紙漆奉行・両郡竹木奉行・歩奉行をそれぞれ指名している。勿論この時期に至るまでに、様々な役職の設置は行なわれて来たが、ここに至つて、明確な意味での諸職制の確立、職務分担の内容が決定されたのである。別項でも述べる如く、承応期は岡藩政においても一時期を画する注目すべき時代に担当するのである。

これまで、中川氏の新領地に於ける在地対策・法的整備の面について見て来たが、こうした問題とともに、行政組織の整備及び行政区画の設定の問題がある。

『中川史料集』に収める文禄三年(一五九四)の記事によると、

一、月日、御政道筋は老職並に菅全大夫相吉・上島左衛門正恒・秋

岡甚兵衛・安威久兵衛勝秀・丸山藤左衛門・草刈右近右衛門
継辰・粟生兵慶氏晴等取計ひ、御取固めの事は、上島新左衛
門・丸山藤左衛門、是れを奉行す。

と見えている。

岡藩では、初期における中枢部閣内重臣の名称を如何に呼んだかに
ついては明らかではないが、一応ここでは古田中務広計の編纂した『豊
後岡藩御家老職次第考・全』¹⁶⁾によって、家老職と呼ぶことにする。

同書によると、初代中川秀成及び二代久盛時代の家老職は、次のこ
とくであつた。

秀成時代

中川平右衛門長祐(田近姓)
(ママ)
慶長二年隠居、職如故、同年十月佐賀閣

ニテ戦死、隠居知行二千石、

中川備後
(戸伏姓)

慶長十一年大坂ニテ死、

古田平治重統

文禄二年二月朝鮮ニテ戦死、(天正十三
年六月より)

中川古隅資政
(熊田姓)

(文禄元年ヨリ、知行二千七百四十石)

古田喜太郎重則

文禄二年ヨリ、慶長五年十月、佐賀閣

ニテ戦死、重統弟、二千三百石

中川遠江長種
(田近姓)

慶長二年ヨリ、中川長祐嫡子、知行四千
石、

中川主馬
(田近姓)

慶長二年ヨリ、中川長祐次男、知行二千
石相統、

中川左馬允重直
(古田姓)

慶長五年ヨリ、重則名跡を継ぐ重統嫡
子、二千三百石、

中川加賀
(戸伏姓)

慶長十一年ヨリ、備後嫡子、知行千五百
石、

久盛時代

中川遠江長種
(田近姓)

慶長十九年隠居職如件、元和五年二月
病死、

中川大隅資政
(熊田姓)

慶長十八年隠居、

中川主馬
(田近姓)

寛永五年正月病死、

中川玄田蕃長防
(田近姓)

慶長十九年ヨリ、寛永十五年正月隠居、

中川隼人資重
(熊田姓)

中川長権嫡子、知行四千石、

中川藤兵衛重治
(古田姓)

慶長十八年ヨリ、寛永八年九月病死、

中川又左衛門長高(田近姓)

中川資政嫡子、知行二千七百四十石、

中川九郎兵衛三種(戸伏姓)

元和元年ヨリ、中川重直嫡子、知行二千
三百石、

中川平右衛門長伸(田近姓)

寛永五年ヨリ、新庄右近次男、中川主馬
養子、知行二千石、

中川助兵衛資弘(熊田姓)

寛永十七年ヨリ、中川長稜三男、中川加
賀養子、知行千五百石、

中川頼母資長(熊田姓)

寛永十五年ヨリ、中川長防嫡子、知行四
千石、

中川頼母資長(熊田姓)

寛永八年ヨリ、正保三年正月病死、中川
資重嫡子、知行二千七百四十石、

中川頼母資長(熊田姓)

正保三年ヨリ、中川資弘嫡子、知行二千
七百四十石、

今これを、年表的に整理すると、次のごとくである。

藩主	秀政 → ②⑩ 秀成 → ①⑦ 久盛 → (承応 2)
年代	永 元 天 文 慶 元 寛 正 慶 禄 龜 正 禄 長 和 永 保 安
姓	
田近氏	長祐 → ② 隱居 → ⑤ ② 長種 → ⑤ ② 主馬 → ④ 長房 → ⑤ 長高 → ⑤ 長伸 (明暦 2)
熊田氏	資勝 → ① 資政 → ⑧ 資重 → ⑧ 資弘 → (正徳 3)
戸伏氏	② 助之進 → ⑪ 主水 → ⑫ 三種 → (承応 4)
古田氏	① 重勝 → ⑬ 重勝 → ② 重則 → ⑤ 重直 → ⑫ 重治 → (貞享 4)

○内の数字は年代を示す。

田近・熊田・戸伏・古田の四氏は、中川氏の本貫時代からの重臣であり、後にともに中川姓を許された。中川清秀時代には、田近長祐は知行高六千石、熊田資勝は二千七百四十石、戸伏助之進(偏俊)は三千石、古田重勝は八千石であった。

田近氏の知行高六千石は、慶長二年に長祐の隠居とともに隠居知行二千石及び、その名跡を継いだ実弟・重則の四千石に二分され、長祐のこの隠居知行分は、慶長二年以降次男主馬系統に継がれた。熊田氏の知行高二千七百四十石はそのまま相続され、戸伏氏の三千石は慶長十一年の加賀(主水)の相続時から千五百石に半減されている。

古田重勝は、天正十三年(一五八五)八月、山城国西岡城主となったためか中川家に残って、重勝の名跡及び職を継いだ養子重統に二千三百石だけが与えられ、以降、古田氏の知行高となっている。

右四氏のうち、熊田氏は頼母資長の時代・元治元年に御暇となり(後述)以後就任することなく、残る古田・戸伏・田近の三氏によって家老職が世襲された。

このように、中川家の家老職には、戦国時代末期から中川氏に臣従していた譜代の重臣が任せられ、後には藩主と同姓が許され、いわば中川氏と同族的関係に組み込まれることによって親密な位置のもので任に当たった。しかし、この関係はやがては彼らの藩政に対する発言権を増大し、藩主治政の主体性を弱体化する。

承応三年(一六五四)の條目の制定は、この点への規制と考えられる。

同年七月十日

「家老中縁組の儀、此方より内証指図いたし、其の上を以て可申付一候間、内証内契約無用の事、

などのヶ條は、家老職の身分に藩主側の干渉を明示した一條であろう。これより前の七月五日には、「老職の御條目被二仰出」^一とあり、その一條には、

「一家の大事に付き、家老中、城代奉行相談の上にて、決裁可仕

事」と見え、家老の独断的決裁を禁止している。

こうした承応期の條々の発令をはじめ、明暦二年には、領内内検地が実施され、また「国政万端御改革仰せ出さる」と見えるごとく、岡藩政初期における第一次的改革は、第二代久盛の時代を終り、第三代久清の就任（承応二年）をもって開始されるものと考えられる。

同年（月日不詳）「老職中川又左衛門直高、願に付き御暇」の記事や、続く万治元年（二六五八）九月、「老職中川頼母資長、思召されあり、御暇、五十人扶持下され、倉本組大石村に在宅」などの記事は、譜代重臣に対する藩主側の規制権の発動と考えられる。中川頼母資長すなわち熊田氏は、前述の如く中川氏譜代の重臣として、戸伏・古田・田近氏らとともに、中川氏の入封と同時に家老職を世襲して来た家柄であったが、この万治二年をもって家老職に就任する機会を失うことになる。

岡藩における初期家臣団に関する問題も大きな課題として取り上げられなければならない。しかし、この面については、史料的に不鮮明な点が多い。

文禄三年入封に際する記事によると、⁽²⁰⁾

一、正月二十五日、三木城御引払ひ、豊後国岡城へ御下向、総勢凡四千余人、大船五十隻、諸荷物を積み、播州サコシの港より御出船、

と見え、四千石知行の中川左近以下、供奉の家臣の名が見えている。本稿では、限られた紙幅の関係から、その一覽はさげ、この問題については、いずれ稿を改めて所見を述べることにする。

中世的な郷村制を新しい行政区に組み替えることは、近世領主の共通した至上命令であった。近世初期に東九州地区に入部した細川氏は、領国の豊前全体及び豊後一部に「手永制度」を設け、自然的な村落を新時代に即応する行政区に組織したことはよく知られるところであるが、中川氏とてまた例外ではなかった。

「御領分組数の事」によると、⁽²¹⁾

一、六拾九ヶ組

一、御入国之頃ハ、何庄何名などと唱候処、入山様（中川久清）御代始之比より、組と唱、承応三年（一六五四）六拾四ヶ組也。

左三佐五ヶ村を一組として也。明暦三年、直北・直志野之内より分り、梨原組出来。万治中、宇目両組二分り、並に中道・菅田之内より、栗ヶ畑組出来、合六拾七ヶ組。其の後、三佐三ヶ組二分り都合六拾九ヶ組也。

と見える記事は、承応・明暦期が見て来たごとく、岡藩政初期における諸般の改革事項と符合する。

この組制の創設は、地理約条件など様々な制的から、同一時期に完備され得る性格のものではなく、当然のことながら試行錯誤的に改変され乍ら完成されて行くのである。

前記史料によると、その後、

一、追々、組村入替二成、左之通、

一、竹田組荒巻村、君ヶ圈組之内二成、

一、刈小野組ヲ阿鹿野組と唱、

一、阿志野組近地村、三宅之内二成、

（中略）

一、中角組山田村、穴井迫之内二成、

（中略）

一、佐淵組代三五村、片島之内二成、

（中略）

の例など、部分的に組村の組み替えや、組名の改称が試みられながら、

組村体制が完成されたのである。この組村体制の整理が志向された背景には、法令伝達上の便宜・年貢徴収上の合理化など治政や経済対策面から生ずる理由もさることながら、従前から各地に割拠していた土豪層の処遇にからむ問題も度外視できない。旧土豪層、ことに大友氏の遺臣の処遇をめぐって、その一部を組大庄屋に起用するなどの政策と、この組の創設と変更の間には、関連がなかったかどうか、この点についても今後の研究にまきたい。

(五)

幕藩体制を規定するもつとも基調的な問題として、幕府に対する藩(主)側の軍役をはじめとする諸負担や諸式札にともなう献上物に係わる問題がある。幕府に対する軍役などの負担は、原則として石高に比例するものである。幕府の軍役規定は元和二年(一六一六)を初見とし寛永十年及び慶安二年に改正されている。

純粹な意味での軍役負担の発動は、慶長十五年、元和の大坂の陣及び寛永十四年の島原一揆に際してであったが、いわゆる「元和偃武」と呼ばれる大坂の陣以後の実質的な国内戦乱の消滅は、この軍役に代わって東海道の諸河川普請、日光などの寺社修造營、江戸・大阪城の改修普請、朝鮮使節の餐応役など、大名側にはあい次いで大負担がかけられた。これに対応するために、大名側には莫大な経費と努力を必要とした。

いま、関ヶ原戦(慶長六年)以降、中川氏の新幕府に対する諸負担、及び諸品献上などの事例について一覽すると、次のごとくである。²²⁾

慶長十年 秀忠將軍宣下、歛使として中川長種上京。

慶長十二年 木浦山鉛山の鉛 献上(五百斤)。

慶長十三年 駿府城三ノ丸石垣普請仰せ付けらる。

〃 尾州名護屋城石垣普請御手伝。

慶長十九年 江戸城御普請御手伝。

〃 豊臣秀頼大坂城籠城に付き出陣。

元和三年 公方様上洛に付き、岡崎まで御出迎え献上品。

元和五年 大坂城普請手伝。

寛永二年 公方様などへ、鉛献上三千斤。

寛永三年 天皇二條城出御に付き、警固。

寛永六年 江戸城普請手伝。

寛永九年 肥後加藤氏改易に付き、城番(総勢五四五人)。

寛永十一年 公方様上洛に付き、中川玄蕃上洛、献上品あり。

寛永十三年 江戸城御本丸普請手伝。

寛永十四年 島津一揆のため出動。

寛永十七年 近衛信尋の御馳走役仰せ付けらる。

寛永二十年 江戸城二ノ丸普請に付、釘十万本など献上。

正保四年 肥前唐津寺沢氏改易に付き、城番。(三千余名外)。(以下略)

こうした諸役の負担は、当然藩財政を圧迫して行くことになる。慶安二年(一六四九)六月岡藩では、経済的面における支出を、人件費の切り詰めによって補うべき対策を構ずることになった。²³⁾ その主旨は次のごとくであった。

申渡条々

一、国取何れも諸大名御譜代衆不_レ残四ツならして有_レ之由候、我々も其通り可_二申付_一事。

二、近国肥後・白杵・府内・唐津の者共、其の外家中ならしの様子、品々可_レ有_レ之候間承り候て、有様に可_二申聞_一候、我々承り候品も有_レ之候間、皆々共申分と違無_レ之哉、引くらべ可_レ申候、何によらず久盛為に、少しにても勝手よき事候は、縦諸親族の事にて無_二用捨_一、右の前、誓紙にて可_二申聞_一候事。

一、六七年前簾より、右の様子承り候間、とく可_レ申付一と令_レ存候へ共、代々久き家中の者の事故、不便に存、今_レ迫致_レ用捨_レ候今の時分、□□公儀切々の事候間、手前不_レ成候、其上江戸詰なども前簾と違ひ、万事に物入の儀候条、諸事の儀、我々勝手つづき候様、分別可_レ有_レ之候。

「久成ために、少しにても勝手よき事候は、たとへ親族の事にも用捨なく」意見を具申し、「江戸詰など以前と異り、万事物入り」になり、経済不如意を克服し「我々勝手（財政）が続き候様」に、分別せよというものである。

別項でもみて来たごとく、慶安期（一六四八〜一六五二）すなわち十七世紀中葉が、藩としての体制を整え終る時期であると同時に、早くも初期の経済的困窮を迎えるのである。しかしこのことは、相関関係にある訳であって、この事実こそ真の意味の藩政の始動の時代が到来したとも言えまいか。

こうした問題については、更に稿を改めて考えてみる予定である。

註

- (1) 杉本勲編『九州天領の研究』収、藤野保論文。
- (2) (1) に同じ。
- (3) 北村清士編『中川史料集』新人物往来社、昭和四十四年。『両郡古談』には更に詳しい記述が見える。
- (4) 『両郡古談』収史料。
- (5) 渡辺澄夫『島津軍侵入と豊後南郡衆の内応』『史学論書』第八号。
- (6) 大野町川面、沓掛八重子氏文書。
- (7) (4) に同じ。
- (8) 宇佐市、山口文書・中島文書等に含まれる検地帳の類にすべて見える。
- (9) (3) に同じ。

(10) 直入郡久住町衛藤太六氏文書。有氏組竹下氏・白丹村志賀氏等について渡辺澄夫氏の研究がある。山川出版「大分県の歴史」など。

- (11) (9) に同じ。
- (12) 浅野家文書。
- (13) (11) に同じ。
- (14) 大野町郡山、伊藤重雪氏ら共有文書。
- (15) (13) に同じ。
- (16) 文化十年四月、古田中務広計編、孔版印刷本。
- (17) 『中川史料集』慶長十一年條。
- (18) (16) に同じ。
- (15) 『中川史料集』慶長九年條。
- (20) 『中川史料集』。
- (21) 竹田市立図書館蔵「御覽帳細注」（写本）。
- (22) 『中川史料集』より。
- (23) (22) に同じ。